

令和5年議案第1号

愛北広域事務組合情報公開条例の制定について

愛北広域事務組合情報公開条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月20日提出

愛北広域事務組合

管理者 扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

この案を提出するのは、地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利及び組合の保有する情報の公開の総合的な推進のため、必要な事項を制定する必要があるからであります。

愛北広域事務組合情報公開条例を制定する条例

愛北広域事務組合情報公開条例を次のように制定する。

(準用規定)

第1条 愛北広域事務組合情報公開条例については、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号。以下「江南市条例」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第2条 前条の規定による江南市条例の読替えは、次のとおりとする。

- (1) 江南市条例中「市民」とあるのは「住民」と、「市」とあるのは「組合」と、「市制」とあるのは「組合行政」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「江南市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と読替える。
- (2) 江南市条例第2条第1号中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会」とあるのは「管理者、監査委員及び議会」と読替える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。